

番号：160756

国名：アンゴラ

担当部署：アフリカ部アフリカ第三課

案件名：カパンダ特定農業地区綿花生産開発プロジェクトに係る基礎情報収集・確認調査（灌漑）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月上旬から2017年1月上旬
- (2) 業務MM：国内0.60MM、現地1.27MM、合計1.80MM
- (3) 業務日数：
  - ① アンゴラ 準備期間 現地活動期間 整理期間  
3日 31日 7日
  - ② インド 準備期間 現地活動期間  
2日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2016年10月19日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出または郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）  
（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領いたしかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月2日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ② 対象国または同類似地域での業務経験 | 8 点       |
| ③ 語学力               | 16 点      |
| ④ その他学位、資格等         | 16 点      |
|                     | (計 100 点) |

類似業務	灌漑に係る各種業務
対象国／類似地域	アンゴラ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

アンゴラ共和国（以下、「アンゴラ」）は、南部アフリカに位置し、国土面積は約 124.7 万平方 km、人口は約 2,200 万人（2014 年、世銀）である。1 人当たり GNI は 5,300 米ドル（2014 年、世銀）と中進国に位置づけられる。1975 年独立以来、長期に亘る内戦により、経済は極度に疲弊したが、石油、ダイヤモンド等の鉱物資源に恵まれている他、農業、電力・水、製造業、金融等において伸びをみせはじめ、2014 年も 3.9%（2014 年、世銀）と安定した経済成長率を維持している。しかし、いまだ石油収入依存が高く、その経済構造は外部要因に対して脆弱であり、特に農業及び非石油部門の産業発展が遅れている。

農業セクターの GDP 構成比は石油部門に次ぐが、現在では約 9.4%（2014 年、世銀）に過ぎない。長期に亘り続いた内戦は、アンゴラに農業セクターの生産力低下及び停滞を招いた。今後、石油依存型経済からの脱却を図っていくためには、農業を中心とする主要産業の振興を通じて、産業の多角化を実現していく必要がある。

農業セクターの中でも、綿花生産はアンゴラ政府の掲げる「アンゴラ農業開発中期政策」（2013～2017 年）における重点課題・プログラムに位置づけられている。同政策のもと、アンゴラ政府は年間 2 万トンの生産力を誇る繊維工場の改修を進めるなど、農業振興を推し進めてきた。しかし現状では、繊維工場の稼働力を満たす原料（綿実ベース 5 万トンの綿花）を国内で確保することはできず、国内での綿花増産が喫緊の課題となっている。加えて、綿花増産のための候補地としてアンゴラ政府が選定した「カパンダ特定農業地区」（うち、対象農地は 1 万 ha 程度）においても、栽培方法の適否検討（天水栽培、灌漑栽培、点滴灌漑栽培）、事業資金の確保、運営体制の構築等についての検討が十分でなく、事業実施の見通しが立っていない。かかる状況下、アンゴラ政府は日本政府に対して円借款事業「カパンダ特定農業地区綿花生産開発プロジェクト」（以下、「本事業」）を要請した。

しかし、実施機関より提出された事業計画書においては、客観的な統計データに基づく事業の採算性、実施妥当性、が十分に説明されておらず、JICA として本事業の支援を検討するためには、さらなる情報の収集が必要である。本調査は、アンゴラ政府から要請された本事業について、短期間で現地調査、採算性の確認、協力準備調査実施上の留意点を整理することを目的として実施する。なお、アンゴラその他、インドでの現地調査を想定しており、大規模点滴灌漑による綿花栽培の事例視察を通じて、本案件に関連す

る情報収集を行う。

## 7. 事業の概要

### (1) 事業名

カパンダ特定農業地区綿花生産開発プロジェクト

### (2) 事業目的

本事業は、点滴灌漑施設の整備、農作物流通の改善、農家に対する技術指導等を実施することにより、綿花栽培の促進を通じた地域住民の生計の改善、雇用の創出を図り、もって同地域の均衡の取れた社会経済発展に寄与するもの。

### (3) 提案事業内容

- ① 点滴灌漑施設の整備（対象農地は1万ha程度）
- ② 農作物流通の改善（市場・貯蔵インフラ整備等）
- ③ 技術指導（事業運営公社、農家等の能力強化）
- ④ コンサルティング・サービス（調達・資金管理の支援等）

### (4) 対象地域

マランジェ州カパンダ特定農業開発地区  
（全体41万haのうち、本事業の対象地域は1万ha程度。）

### (5) 関係機関

農業省（Ministry of Agriculture: MINAGRI）

## 8. 業務の内容

### (1) 国内準備期間（2016年11月上旬～11月中旬）

- ① 事業計画書、及び国内で入手可能な報告書等を収集・分析し、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討の上、ワークプランとして取りまとめ、JICA 関係部、JICA アンゴラフィールドオフィスへ説明・協議を行う。
- ② 先方政府との協議で使用するワークプランの説明資料（葡文）を作成する。
- ③ 調査項目に沿って質問票（葡文）を作成し、先方関係機関へ配布する。
- ④ 調査団内で各団員の作業分担を確認し、重複等がないよう本業務全体の効率的な進め方について検討する。
- ⑤ JICA 担当者との打合せ、調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2016年11月中旬～12月下旬）

- ① ワークプランをもとに業務内容の確認を行い、JICA アンゴラフィールドオフィス及び先方関係機関と協議する。
- ② 先方政府に対し、本事業に関連する政策、方針、上位計画、行動計画、予算、法制度等（含む、補助金、金融支援制度等）につきヒアリングを行い、本事業との整合性を確認する。
- ③ 既存の情報収集、関係機関へのヒアリング、対象地域、及び既に綿花栽培が行われている農場（対象地近郊クワンザ・スル州に位置）にて現地踏査を行い、担当

分野「灌漑」の観点から下記を実施する。なお、下記以外に追加が望ましいと思われる項目がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

**ア 栽培方法及び採算性**

対象農地における適切な栽培方法（天水栽培、灌漑栽培、点滴灌漑）を採算性、気象特性、地理的特性等の観点から調査・検討し、本事業への導入が妥当と思われる栽培方法について提案する。また、各栽培方法の導入にあたっての課題を整理し、必要な技術協力の内容を提案する。

**イ 営農計画**

アで妥当と判断された栽培方法について、適切な営農計画（綿花のみの単一栽培、他の作物と合わせた多種栽培等）を検討する。

**ウ 事業運営体制**

綿花栽培、灌漑整備に関わる主体（政府機関、公共事業体、本邦及びアンゴラの民間企業等）、概要（組織体制、人員、予算、役割、実績等）等を調査し、本事業の運営体制を検討する。また、対象敷地における農家の有無、就農状況等を調査し、綿花栽培に従事する農家を確保するための方針を検討する。

**エ 周辺インフラ環境**

対象地域における基礎インフラ（電気、水、アクセス道路、農道等）の現状を調査し、必要な事業内容を検討する。

- ④ 調査結果につき、JICA アンゴラフィールドオフィス及び先方実施機関に説明する。
- ⑤ インドにおいて点滴灌漑により綿花栽培を行っている農家の事例を現地踏査し、本事業の対象地で点滴灌漑を行う上での参考となる情報を整理する。（視察先については調整中。）

**(3) 帰国後整理期間（2016年12月下旬～2017年1月上旬）**

- ① 帰国報告会、調査団内打合せに出席し、担当分野に係る結果を報告する。
- ② 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）を作成する。同報告書の作成にあたっては、調査団内で十分に協議を行うこと。
- ③ 他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

**9. 成果品等**

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(3)情報収集・確認調査報告書（案）とする。

**(1) ワークプラン（英文）**

提出時期：2016年11月中旬

**(2) 現地業務結果報告書（現地派遣期間終了時）（和文）**

提出時期：2016年12月下旬

**(3) 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文・英文）**

提出時期：2017年1月上旬

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

**10. 見積書作成に係る留意点**

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書に計上してください）。

航空経路は、日本⇒インド⇒アンゴラ⇒日本を標準とします。

インド国内移動の航空賃については、50,000円（往復）×2回＝100,000円を計上してください。

(2) 特殊傭人費（通訳）

特殊傭人費のうち、現地での傭上を想定している通訳にかかる費用は契約には含めず、当機構より別途支給します。

## 11. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地調査日程

現地派遣期間は2016年11月中旬～12月下旬を予定している。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。官団員の参团は想定していない。本業務従事者は、同時期に派遣されている業務従事者による取りまとめ作業に協力、連携し、JICAの指示に基づき、先方実施機関との協議に参加するものとする。

ア 灌漑

イ 流通／経済分析

ウ 環境社会配慮

③ 便宜供与依頼

JICA アンゴラフィールドオフィスによる便宜供与事項は以下のとおり。また、原則、調査団に対して車両1台、通訳1名を傭上することを想定している。

ア 空港送迎

あり

イ 宿舎手配

あり

ウ 車両借上げ

あり

エ 通訳傭上

あり（英語⇄葡語）

オ 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時におけるC/P機関との協議については、JICA アンゴラフィールドオフィスがアレンジ及び同行を行う。

カ 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

下記資料をアフリカ部アフリカ第3課（TEL：03-5226-8215）にて配布します。

① 事業計画書「カパンダ特定農業開発地区綿花生産開発プロジェクト」（和文）

- ② 企業提案書「Conceptual Proposal Plantation Project Project in Malanje」(英文)
- ③ 第三国コンサルタントによる調査報告書「Survey Report for Establishment of Cotton Plantation under Drip Irrigation System in 9758ha, at Malanje, Angola」(英文)
- ④ カパンダ特定農業地区に係る各種地図(高度測量図、流域地図、土地利用図等)・土壌分析報告書(葡文)

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 評価対象団員の語学力は基本的に英語で評価するが、葡語ができることがなお望ましい。
- ③ 現地業務に先立ち「たびレジ」に登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA アンゴラフィールドオフィス、在アンゴラ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、インド渡航に際しても JICA インド事務所と連絡をとり、常時連絡がとれる体制とすること。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上